

## 京田辺市告示第50号

### 京田辺市地学連携推進事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、京田辺市民と同志社大学、同志社女子大学及び同志社国際中学校・高等学校（以下「同志社大学等」という。）の学生、生徒等が連携協働して京田辺市の個性を生かした活力と潤いのある豊かなまちづくりを図るために要する経費に対し、京田辺市補助金等の交付に関する規則（平成2年京田辺市規則第19号）及びこの告示の定めるところにより、京田辺市地学連携推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる団体とする。

- (1) 京田辺市民並びに同志社大学等の部署、ゼミ、クラブ及び学生サークル等で構成された団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、同志社大学等の部署、ゼミ、クラブ及び学生サークル等で構成された団体

2 前項各号に掲げる団体は、10名以上で構成される組織とする。

#### (対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象団体が同志社大学等の人的及び知的資源を効果的に活用することにより、活力と潤いのある豊かな地域づくりを図るために実施する事業とする。

2 同一の団体が行う事業のうち、過去に6回補助を受けた事業は、対象外とする。

#### (補助対象経費)

第4条 補助対象になる経費は、事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、除くものとする。

- (1) 団体等の運営及び管理に使用する費用

- (2) 食糧費
  - (3) 他団体等の主催イベント等への参加負担金
  - (4) その他補助の対象とすることが適当でないと認められる経費
- (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手しようとする日の1か月前までに、京田辺市地学連携推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金は、予算の範囲内において、交付申請書の収支予算書事業経費（歳出）の2分の1以内の額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の額の決定については、京田辺市と同志社大学、同志社女子大学及び同志社国際中学校・高等学校との連携協力に関する協定書に基づき設置した、京田辺市と同志社大学、同志社女子大学及び同志社国際中学校・高等学校との連携推進協議会の意見を聞くことができる。

(他の制度との調整)

第7条 補助金は、国、京都府又は市が交付する他の補助金等の交付を受けて実施する事業については交付しないものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに京田辺市地学連携推進事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(事業の実施)

第9条 申請者は、事業を実施するに当たっては、補助金の交付決定通知を受けた後において着手するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業終了後速やかに、京田辺市地学連携推進事業補助金実績報告書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第49号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第47号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日告示第43号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式第1号 (第5条関係)